

6つのまちの姿 安心して健康に暮らせるまち

重点分野 化学物質対策の推進

重点課題 環境リスクの効果的な削減を目指した化学物質の排出量の削減

■重点目標・指標と達成状況

重点目標・指標	達成状況	指標評価	分野評価
■指標：市内のPRTR法対象事業所から排出されるPRTR法の特定第一種指定化学物質の排出量： 2008年度を基準年度として2018年度までに30%削減すること。	2010年度の特第一種指定化学物質の排出量は109トン (対前年度：4.7%減少、対基準値：多い)	1	1

市の取組

取組の概要

化学物質による環境汚染を未然に防止し、環境リスクを低減するため、市民、事業者、市は、情報共有を図りながら、リスク低減に向けてそれぞれの立場で行動することが大切です。

市は、関係法令や「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づいた排出基準の遵守について監視、指導を行うだけでなく、「化学物質の適正管理に関する指針」に基づいた自主管理マニュアルの作成、事業所周辺の環境リスクの評価を促すなど、事業者の実態に応じた自主的な取組を支援し、化学物質の適正管理を促進しています。

また、化学物質に関する情報の普及や事業者と地域住民との化学物質の環境リスクに関するコミュニケーションを促すための支援を行うこと等により、リスクコミュニケーション^{*25}を促進します。さらに、法令に規定された常時監視物質だけではなく、内分泌かく乱化学物質等の法律等で基準値のない化学物質（以下「未規制化学物質」という。）の環境実態調査や、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTR^{*26}法）に基づき化学物質の環境への排出量を集計、把握することにより市内の環境リスクを把握し、各種の施策のための資料として活用しています。

これらの取組を総合的に推進することにより、化学物質による環境汚染の未然防止及び環境リスクの低減を図ります。

実施状況

- 化学物質適正管理の促進（事業所における自主管理の促進、市による事業者の取組支援）
 - ・市条例に基づく事業所等における化学物質の自主管理体制の整備、自主管理目標の設定及び自主管理マニュアルの作成、事業所周辺の環境リスクの評価の促進
- 市では、必要に応じて条例の指定事業所やPRTR法の届出事業所に対して化学物質の適正管理の実施状況等について報告を求めるとともに、立入調査を行い、指導・助言を行っています。2011年度は21事業所を対象に調査を行い、指導・助言を行いました。
- また、事業者が事業所周辺のリスクを評価することを支援するために「化学物質取扱い事業所周

*25 リスクコミュニケーション：環境リスクなどの化学物質に関する情報を、市民、事業者、行政等のすべてが共有し、意見交換などを通じて意思疎通と相互理解を図ることをいう。化学物質による環境リスクを減らす取組を進めるための基礎となる。

*26 PRTR：（巻末用語索引参照）

辺の環境リスク評価のための手引き」を製本し、更に環境リスク評価を事業者に普及するための講習会を4回開催しました。

・市条例に基づく特定事業場による自主管理目標、自主管理マニュアル等に関する自主的公表の促進

化学物質の適正管理に関する指針（以下「管理指針」という。）では、条例対象の事業所のうち、従業員数 50 人以上で、かつ、有害性、危険性等の観点から環境安全上特に注意を要する物質として条例で定めた 65 物質（管理対象物質）を取り扱う事業者（以下「特定事業者」という。）は、自主管理目標及び目標達成時期、実施計画等を自主的に公表することに努めることが規定されています。2011 年度は、21 事業所を対象に、自主管理目標及び目標達成時期、実施計画等について確認を行いました。

●市民等への普及啓発や情報提供（市民への化学物質に関する知識の普及及び事業者に対する化学物質による環境汚染の状況の周知など）

・事業者の自主管理による化学物質の適正管理を促進するための、化学物質の環境リスクに関する情報提供

市政だよりや「環境情報」、ホームページなどで川崎市における化学物質の排出量・移動量の集計結果、有害大気汚染物質環境モニタリング結果、化学物質環境実態調査結果等について情報提供を行いました。

化学物質と環境に関する既存パンフレットをホームページ、セミナー等で広報しました。

・化学物質と環境に関する市民、事業者との情報交換を促進するための、講習会や説明会の定期的な開催

「化学物質と環境」をテーマとしたセミナーを市民と事業者を対象にそれぞれ 1 回ずつ開催しました。市民向けセミナーでは、日常使用している化学物質の排出実態や環境リスク等について、事業者向けセミナーでは、化学物質関係法令の動向や市の化学物質対策、事業者による化学物質の自主管理、リスクコミュニケーションの促進等について講演しました。

●化学物質の環境リスクの把握（環境リスク評価及びダイオキシン類^{*27}、有害大気汚染物質、未規制化学物質の環境調査）

・大気汚染防止法に基づく有害大気汚染物質の常時監視

有害大気汚染物質の環境濃度測定について、優先取組物質 23 物質のうち、大防法第 22 条に基づく常時監視物質とされている 21 物質を、市内 4 調査地点において月 1 回実施しております。

2011 年度は、環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンは、全調査地点で達成しました。

指針値が設定されているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ヒ素及びその化合物については、全調査地点で満足しました。

・環境中の内分泌かく乱化学物質^{*28}濃度等の実態調査の推進及び情報の収集と提供の推進

内分泌かく乱化学物質等の未規制化学物質について、マニュアルに基づき計画的に環境調査を実施し、結果を公表するとともに、人の健康及び生態系への影響等に関する情報収集に努めています。

2011 年度は魚類に対して内分泌かく乱作用があると推察されている物質（3 物質）、生態ホルモン物質（3 物質）、合成ホルモン物質（1 物質）、農薬（5 物質）、農薬副生成物（2 物質）、フッ素系界面活性剤（2 物質）、溶剤（1 物質）のほか、PRTR 法第一種指定化学物質の中から市域内の大気又は公共用水域への排出量等を考慮して選定した物質（5 物質）の合計 22 物質について調査を実施しました。

・市のごみ焼却施設周辺を含む環境中のダイオキシン類濃度の実態把握

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質、底質^{*29}及び土壌について、環境調査を実施しています。2011 年度は大気 18 地点（一般環境 3 地点及び市のごみ処理センター周辺 15 地点）、水質 12 地点（河川 7 地点及び海域 5 地点）、底質 5 地点、地下水質 10 地点、土壌 10 地点で調査を実施し、すべての地点で環境基準を達成しました。

*27 ダイオキシン類：（巻末用語索引参照）

*28 内分泌かく乱化学物質：（巻末用語索引参照）

*29 底質：河川、海域、湖沼等の底の堆積物。

・大気・水環境中の化学物質環境実態調査

化学物質の環境への排出状況や有害性などの情報を基に、人の健康や生態系への影響が懸念される未規制の化学物質について、大気、公共用水域、地下水等を対象に、分析法の検討を行い、環境実態調査を実施しています。未規制化学物質による汚染状況を把握するとともに、調査結果を化学物質の環境リスク評価の検討などに活用していきます。

2011年度は、公共用水域の水質を対象に、有害性、残留性、生物蓄積性が懸念されている有機フッ素化合物10物質について河川9地点及び海域14地点で年1回、農薬4物質について河川13地点で年2回調査を実施しました。

・事業所における化学物質の管理状況、環境への排出量等の実態把握と自主的な公表の促進

管理指針に基づき、必要に応じて条例の指定事業所やPRTR法の届出事業所に対して化学物質の適正管理の実施状況等について報告を求めるとともに、立入調査を行い、指導・助言を行っています。2011年度は21事業所を対象に調査を行い、排出量等の実態把握、指導・助言を行いました。

また、市ホームページ（市内の環境対策）による化学物質に関する情報の提供、説明会・講習会の開催、パンフレット等の関連資料の配布、PRTR法届出に関する相談窓口の設置など、事業者による化学物質の適正管理を支援しています。

- ・化学物質管理状況や環境濃度等の実態把握と公表の推進
- ・条例及びPRTR法に基づく、化学物質の適正管理に向けた指導・助言の推進
- ・有害化学物質の事故時の対応の強化

・PRTR排出量や環境濃度の調査結果を用いた環境リスク評価の実施

多数の化学物質から人の健康に好ましくない影響を与える可能性がある化学物質を科学的な知見に基づき抽出するなど、環境リスクの低減対策に資することを目的として、市域における化学物質の環境リスク評価を実施し、その結果を取りまとめて公表しています。

2011年度は、化学物質の有害性を示す分類の中で、「国際がん研究機関(IARC)が取りまとめている発がん性に関する確からしさの分類リスト(2B 値群以上)」、「米国産業衛生専門家会議(ACGIH)が取りまとめている一般毒性に係る許容限界値(TLV-TWA)の物質リスト」及び「環境省の吸入毒性に係るヒトへの無毒性量の物質リスト」に関して、各々のリストから、リスクが懸念される物質、1物質ずつを選択し、計3物質について、市域における化学物質の環境リスク評価を実施しました。

・生物学的試験を用いた化学物質の複合リスクの評価の推進

生物学的試験を用いた化学物質の複合リスク評価手法の一つである「生物応答を用いた新しい排水管理手法」について研修会を開催しました。

●リスクコミュニケーションの促進（市民への情報提供及び事業者の自主管理に関する社会的合意形成を目指したコミュニケーションの促進）

・化学物質と環境に関する市民、事業者との情報交換を促進するための、講習会や説明会の定期的な開催

「化学物質と環境」をテーマとしたセミナーを市民と事業者を対象にそれぞれ1回ずつ開催しました。市民向けセミナーでは、日常使用している化学物質の排出実態や環境リスク等について、事業者向けセミナーでは、化学物質関係法令の動向や市の化学物質対策、事業者による化学物質の自主管理、リスクコミュニケーションの促進等について講演しました。

・市民、事業者、行政の対話の促進、場の設定のための支援の推進

化学物質によるリスクを低減し、その管理を促進するためには、市民、事業者、行政の各主体が情報を共有し意思疎通を図ったうえで取り組むことが重要です。そのため、検討会にて事業者による自主的な環境情報の公開や地域住民等とのコミュニケーション推進に関する支援策について検討しています。

2011年度は、検討会を3回開催し、今後の方向性や環境情報に関するコミュニケーション事例の提供等の支援策について検討しました。